令和5年度 結婚新生活支援事業









結婚新生活支援事業

~制度のあらまし~

栗原市では、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して、住宅の取得費用若しくはリフォーム費用又は賃借費用と引越費用の一部を予算の範囲内で助成します。詳しくは、お問い合わせください。

対象者

次の要件をすべて満たす世帯です。

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ②婚姻日に夫婦のいずれも39歳以下
- ③夫婦の合計所得が500万円未満
- ④市区町村税に滞納がないこと
- ※その他にも条件がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

補助金額

①夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円

②30 歳から 39 歳以下の世帯 上限 30 万円

対象経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った費用で、婚姻に伴う住宅取得費用(新築・購入)、リフォーム費用、賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)住宅への引っ越し費用が対象となります。

受付期間

申請先

令和6年3月31日まで ※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

詳細については、お問い合わせください。

栗原市役所 企画部定住戦略室 (築館薬師一丁目7番1号)

TEL: 0228-22-1125 E-mail: teijyusokushin@kuriharacitu.jp



栗原市 移住

Q検索



栗原市結婚新生活支援補助金 申請手続きの流れ

1 申請書類を栗原市へ提出(申請期限 令和6年3月31日)

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

※申請にあたっては、要件や必要書類、受付状況など事前にご相談ください。

次の書類を、栗原市役所企画部定住戦略室へ提出してください。

【共通】

	書 類 名 称	確	認
1	栗原市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)		
2	夫婦の所得証明書(申請時に発行される直近のもの)		
3	夫婦の記載のある戸籍謄本		
4	住民票の写し		

【該当するもの】

⑤	住宅の取得又はリフォームに係る契約書及び領収書の写し (住宅を取得又はリフォームした場合)			
6	賃貸借契約書の写し(アパート・借家等を賃借している場合)			
7	賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し (アパート・借家等を賃借している場合)			
8	夫婦の住宅手当支給証明書(様式第2号) (アパート・借家等を賃借している場合で、給与所得者である場合)			
9	引越に係る領収書の写し (引越費用に係る補助金の交付を申請する場合)			
10	貸与型奨学金の返済額がわかる書類 (貸与型奨学金を返済している場合)			

2 補助金交付決定通知書兼確定通知の受け取り

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら、「栗原市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書」を申請者あてに送付しますので、ご確認ください。

3 請求書の提出

通知書が届いたら「栗原市結婚新生活支援事業補助金交付請求書」に記入押印のうえ、栗原市役所企画部定住戦略室へ提出してください。

4 補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、補助金を申請者の口座へ振り込みます。